

佐賀県障害者差別解消支援地域協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害を理由とする差別に関する相談及び相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うことの目的として、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第17条に基づき、佐賀県障害者差別解消支援地域協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 障害者の差別解消の事例に関する情報共有及び意見交換
- (2) 障害者の差別解消の推進に関すること
- (3) 障害者の差別解消のため、関係機関の連携強化など体制整備に関すること
- (4) 障害者の差別解消推進のための取組に関する広報及び啓発活動に関すること
- (5) 前各号に掲げるもののほか、障害者の差別解消に必要と認められる事項に関すること

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうち、健康福祉部長が委嘱する委員により構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医療・保健の関係者
- (3) 教育の関係者
- (4) 法律の関係者
- (5) 福祉、雇用の関係者
- (6) 企業関係者
- (7) 行政機関の職員
- (8) その他、前条の協議を行うにあたり意見を求める必要がある者

- 2 委員の任期は、選任の日から2年以内において健康福祉部長が定める期間とし、再任を妨げないものとする。
- 3 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長が不在の時は、その職務を代理する。

(協議会の運営)

第5条 協議会は、健康福祉部長の要請に基づき、会長が招集し、会長が議長を務める。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その者から意見、説明又は資料の提出を求めることができる。

3 協議会の庶務は、佐賀県健康福祉部障害福祉課において処理する。

(協議会の公開)

第6条 協議会の会議は、原則、公開とする。

(秘密保持義務)

第7条 協議会の委員、これらの会議に出席した者等協議会の関係者は、相談事例に係る障害者等の個人情報の保護に十分留意し、正当な理由なくその職務に関して知ることのできた情報を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成27年10月28日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年2月9日から施行する。